

# 第4回 船橋市景観審議会 議事録

日時 平成26年2月10日（月）

午後2時00分～午後4時30分

場所 船橋商工会議所 5階502号室

## 第4回 船橋市景観審議会 出席者名簿

### 第1号委員（学識経験者）

宮脇 勝 : 千葉大学大学院工学研究科 准教授

### 第2号委員（関係行政機関）

小関 敏裕 : 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課長

### 第3号委員（関係団体の代表者）

岡田 博美 : (社)千葉県建築士会 副会長

小松 洋 : 千葉県屋外広告美術協同組合 理事長

田中 久子 : 船橋商工会議所

協所 厚 : 東京電力(株) 京葉支社 支社長

### 第4号委員（市民）

佐々貴 節子 : 市民公募委員

山口 直樹 : 市民公募委員

（欠席）

### 第1号委員（学識経験者）

柳井 重人 : 千葉大学大学院園芸学研究科 准教授

### 第4号委員（市民）

中谷 弘美 : 市民公募委員

### 事務局

片山建設局長

石毛都市計画部長

佐野都市計画課長

日下田課長補佐（※司会）

杉原主査

高橋主事

森主事

## 第4回 船橋市景観審議会 議事録

日時 平成26年2月10日(月) 午後2時～午後4時半

場所 船橋商工会議所 5階 第502会議室

### 【1. 開会】

事務局より開会の挨拶

(会長)

みなさん、今日はお足もとが悪い中、お集まり頂きどうもありがとうございます。第4回の景観審議会ということで、久しぶりでやや停滞しているのではないかと心配されますけど、今回は報告事項のみということですのでそんなに重たい内容ではないと思います。次第にそって進めていきたいと思いますが、議事録の署名人をお願いするのが今日はG委員とA委員をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

それでは傍聴人はいらっしやらないということで、さっそく次第の報告へ、2-1. 景観重要建造物の指定候補4件について、事務局の方からお願いします。

### 【2. 議事 ー1. 景観重要建造物の指定候補4件について(報告)】

(事務局)

事務局より報告

(会長)

この4件は以前も説明して頂いて、所有者の意向を確認するというのをやってもらってましたので、今回回答が長屋門以外ははっきりしているということですので、ただちょっと、最後の案件は事務局が消極的だったのが気になりましたが、もうちょっと積極的にやっていかなくてはいけないのかなと思います。所有者が「いい。」という風に言っているのであれば前向きに検討をする価値はあるのではないかなと思うのですが、所有者が「うん。」と言ってくれなければ、全然すいませんで、難しいと回答された2件については断念せざるをえないケースなんです。それも含めて検討されて。

(E委員)

初めてなので変なこと聞いてしまって申し訳ないのですが、法に基づいて指定することだと思うんですけど、その時に指定されると所有者の建物に関する管理義務とか現状変更のときに許可がいるとか、色々な制限が出てくると思うんですけど、一方目的から考えて、補助金のような所有者に対して例えば直す時に補助がでるとか、こういうのが全

くないのでしょうか。

(会長)

これは自治体によって全然やり方が違ってですね、お金の話なので予算が行政側がしっかり確保しないとここに書いて「うん」と言っても実行されない仕組みになってまして、ある自治体は積極的に補助金を出して、年間にもっと整備してやっているとところもありました。まず行政側に民間の建物に対する補助金を出すことに抵抗がある自治体も確かにあるんですが、この景観法が言っているのは、まちのシンボルなんでこれは公共性がある。ただ将来的にもまちの役に立つはずなんで、補助金を付けるという考え方で、特に歴史的なまちなんかは補助金を出して、ですが、船橋市の場合そこには引っかかってこないんで、まずみなさんがやっぱり審議会としては補助すべきであるという意見を出しつつ、本来あるべき方向にもっていかないと何も動かないので。

(E 委員)

そういうことだったんですね。

(事務局)

会長の方から、基本的な考え方をお話し頂きましたが、船橋の現状としてはですね、補助する制度というのは現時点ではもってごさいません。やはり話を聞いた中で、そういうお話も所有者の方から出ているのもございしますが、現時点ですぐに補助制度をとというのはちょっと厳しいのかなと。財政的なお話もございましたけれども、その辺も含めて今後の課題として、取り組んでいく必要があると認識してございます。

(会長)

一方、1番と2番は国の登録有形文化財というのになっているようで。2つだけですよね。これは国の方から補助がありますので、また制約も当然あるのですが、残す上でのメリットというのがもう既に1番と2番は確約されているので、ここで指定したからといって制限以上の制限が加わるわけではないので、恐らく1番2番は本来は「ううん。」と言わなくてもいいはずなんだけれども、慎重な地主の対応だったと思います。

(事務局)

今会長の方からお話でしたが、1番東葉門と2番玉川旅館なんですが、これは国の登録有形文化財になっております。これにつきましてはもし補修とかをする場合は届出制になっておりまして、それほど厳しい条件がかかっているというわけではないのですが、市の景観重要建造物に指定されますと、これは許可制になってきてまして、市長の許可が必要になってくるというかたちになってきます。その時点で、市の景観重要建造物の指

定の方が条件としては厳しくなってしまうのかなと考えます。

(会長)

ただ文化庁の専門家が入って指導しますので、市でチェックをして市長が許可を出すというのは、市長は専門家ではないので合理化を図るんですよね。

(事務局)

そうですね、はい。

(会長)

我々が国の言っている指導以上のことを言うのかということを実際に考えてみれば、言葉が許可となっているだけであって、もうちょっと事務局も含めて積極的に景観重要建造物を進めていきたいと思いますということを基本的な姿勢を確認したいところですが、あまり言葉に振り回されない方が、いいんじゃないかなと思います。だから長屋門に関しては所有者がもしですね、船橋市の説明も重要だと思うのですが、厳しくなるよという説明だと「ノー」と言うだろうし、今と同等なんですよと市としてもシンボルとして大事と認めていますので公式に認めませんかという話し方をしないとみなさん慎重に管理者は判断されるでしょうから、それ以上のことを我々持っているわけではないので、そこらへん誤解のなく説明をする必要があるのではないのでしょうか。

(B 委員)

千葉県建築士会でも、歴史的建造物の保存に向けてヘリテージマネージャーを育てていくという方向にあるんですけども、そのときに各まちのいろんな歴史的な、ちょっとポイントの建物を調べてみようということになったんですね。それで私は船橋なものですから、この廣瀬直船堂と森田呉服店がこれは防火地域にあるにも関わらず、とりあえず残っているということで特に直船堂の方の裏に蔵がまだ残っているんですよね。かなり建っているのは、ものすごくつらいだろうなというぐらいのものにはなっていますけれども、そうすると裏に蔵もありますし、この店舗もあるし、ということでまるごと残せばいいなという風には思っていたんですね。ただやはり民間のもので、ただ残せと言ってもなかなか残っていかないだろうと、なんかしらの後押しというかね、このご主人も結構前向きというか、そういうご意見を頂いているので、なんとか手を打って、今残せる方向を示しておかないと、代が変わったりしてしまうともう残らないんじゃないかと思うんですね。だからそういった意味では、こうヨイショじゃないですけど、応援するようなかたちが取れば、仕組みが取ればいいなという風に思っています。他にも船橋は法華寺の方、あちらの方にもぼつぼつと残っていますし、特に本町に残っているということがね、なんかとても貴重じゃないのかなと思うんです。だから、持ち主がいい方向を示して

いれば、応援するようなことができないのかなと考えます。

(会長)

特に本町通り側の外観を見ると非常に良い状態かと思うのですが、蔵の方ももっと整理すればきれいになるんですよ。

(B 委員)

そうなんです。敷地が大きいので、ひどくなって。蔵もかなりひどい状態にはなっているんですけど。

(会長)

整備をすれば蘇りますので。

(D 委員)

駐車場もあるんですよ。

(B 委員)

ありますよ。後ろに。

(会長)

専門外の人から見ればちょっと汚い感じになっちゃうでしょうけど、本町通りの意味というのがこういう建物に確保されていると思いますので。

(B 委員)

せっかく電柱も地中化されてきれいになっていますので。

(会長)

やっぱりお金の面で困るといっているのであればこれも登録有形文化財の申請をしてもいいのかなと思いますけどね。それについては我々技術的にサポートしますので。ただ、僕は市役所に頑張ってほしいなというのがありますのでね。だから指定ができないのであれば国の方に。これまで登録有形文化財の申請は何度か手伝ってますので、そういうお手伝いはします。建築士会も同様にそうして頂いて。説明書もかかないと、古い価値があるかもしれません。

(E 委員)

川越とか佐原のまちがどういう風になっているかわからないんですけど、お客様が来て

頂くためにみなさん相当の努力はされていて、まちなみを守ろうとされていると思うんですけど、なかなか本町通りだと周りの建物が近代化されているというかですね、なっているので、そういう気持ちになって頂くのが非常に難しいんじゃないかなっていう風に個人的にも思うし、一方ガイドブックなんか見ると、廣瀬直船堂さんも森田呉服店さんも他の建物も古い建物とかで載っていて、本町通り歩いてみようかなっていうかたちになるようなガイドブックみたいなものもございますので、そういった面で、船橋市としての観光のスポットっていうんですかね、そういう面も含めて持ち主の方にそういう気持ちになって頂くようなそういう後押しをしていかないと、B委員と同じような意見なんですけど、なかなか難しいかなって気がするんですけど。そういったところでなんらかやれることがあれば、会としてやれることがあるのかは私にはよくわからないんですけど、積極的に議論していくべきではないかなと思います。

(会長)

ということでここまでは前向きな意見について出ておりますので、他の方もちょっと言って頂けると。

(G委員)

これは船橋市の未来に残したい建物とか風景だったと思うんですけど、説得してまでお願いするべきものなのかどうかということと、そうであったらこの4つ以外に大神宮とかはなんでなかったんでしたっけという疑問がまた出てきてまして、これはなんででしたっけ。

(事務局)

まず一つ積極的にいうところなんですけども、今回第一号につきまして行政が持っている風車ということもあったので、管理も行政側としてやっていくということのできる。ただ、今回この4件につきましては民間の方々がお持ちの建物でございまして、管理義務と申しますか、一応法の中では管理義務というところが出てきてまいります。というところがございまして、あと容易に手をかけたりとかすることが、先ほど会長からもお話があったんですが、一応許可制というかたちになっておりますので、所有者様のご負担がちょっと出てきてしまうところがあるのかなと、そのところをご理解して頂いた上で、意向確認をさせて頂いて、ちょっと「勘弁してください」ということであれば、それ以上強く言うのは事務局としてはどうなのかなと考えておりました。

あともう一つ、今お話のありました大神宮の灯明台だと思うんですけども、ここにつきましてはですね、景観重要建造物のまず第一の条件といたしまして、公共の場から見ることができる、望見することができるというのが一つ入ってございまして、現在大神宮の灯明台が道路とかそういうところから見えないというかたちになっておるところでござい

す。そういうところで私どもとしてはこの条件にちょっと当てはまらないのかなという風に事務局としては考えているところでございます。

(G 委員)

思い出しました。

そうすると風車はどうするんだという話をしたのも思い出しました。

(事務局)

風車につきましては、裏の道路の部分から見えるというかたちになっておりまして、ここもですね年数経ってきてかなり木が伸びてくるところではございますが、これにつきましても行政の管理しているところですので、見えるように公園の中の木とかを管理するとか、そういうこともしやすいのかなと思っているところではございます。

(会長)

道路から見える見えないっていうのはこだわりすぎていて、風車にせよ、大神宮にせよまちの精神的なシンボルだろうとか、ということは愛されていると思うんですね。ですから、大神宮は門で閉め出されるわけではないので、容易に人が入れるわけですよ。オープンスペースになっていますので。単に景観が見える見えないっていうのは、かなり特徴的な景観の考え方で、気配を感じたり、見えなくてもあそこに何かある、予感させるもの、例えば海だって、海辺を予感させる風景環境、あまりビジブルに狭小化しないですね、中心軸で重要な建造物ですので、これも私の意見としては、前向きに景観重要建造物としてやっていきたい。簡単に切らないようお願いしたい。まあ所有者がいいと言ってくれるかどうか、説明の仕方管理義務がありますよと、そういう風に伝えないことだと思いますけど。

(D 委員)

大神宮の灯明台は県の文化財ですよ。

(事務局)

そうです。

(D 委員)

文化財指定になってましたよね。年に1、2回、上まで上がれるようになっているんですよ。あれはやはり大神宮さんとしては、ずっとお持ちになる建造物だと思うので、安心だと。それと、森田呉服店さんは概要はそのままで、何年か前に内装を帳場というかたちはそのまま残して、店内を少し改装なされた、とてもきれいになされたんですけど、

廣瀬直船堂さんの方は昔の建物のまんま、改装とかしないで中に置いてあるものだけが陳列されているというかたちで、結構老朽化していると思うんですけど。裏もそうですけど。だから同じ頃に建てた建物としては森田さんの方が割と頑丈に残っていると思います。両方とも私お買い物に行くので、よく見させて頂いているのですが、森田さんはあまり前向きではないのでしょうか、廣瀬さんの方は前向きなお考えがあるんだっただらばということもありますが、なかなか補修するのに結構大変じゃないかなということが思われます。

(会長)

詳しく状況を説明して頂いてありがとうございました。

(事務局)

いろいろとご意見ありがとうございます。私どもも所有者の方とお話をさせて頂いております。消極的だというご意見がございしますが、決してそういうつもりでお話をさせて頂いているわけではなくて、できるだけ指定できるものですね、ここで案があがってますので、指定をさせて頂けるよう努力は今後も、少し微妙なところもございしますので、もう少し時間を頂いて、私どもがまた考え、所有者の方にお話しできることがあればきちっと話をしたいと思っております。ただ助成の話が出ているのですが、中でもいろいろ考えてはいるのですが、正直言って今厳しい状況ですので、今すぐここで助成ができるっていうかたちにはなりにくいかなということでご了解頂きたいと思っております。

大神宮の話、以前の話として道路から望見できると、見えるという話が一つの基準だよという風に目安みたいなことで決めておりましたので、そういうところを意識しすぎたところがあるのかもしれない。その辺も少しよく考えまして、実はこの後、これから建造物指定するにあたって、わかりやすく、こんな項目、そういったものをチェックポイントとして考えておりますので、その辺は後でお話をさせて頂きたいなと思っております。4件と大神宮に関しては、もう少しお時間を頂きたいということをお願い致します。

(会長)

大神宮の中には樹木もあるかもしれないので、それも含めて解説して頂ければと思います。

引き続きこれは指定の候補、また広げていく話もあると思いますので、所有者の意識の報告であったということで。あと指定していくと所有者の意識も変わるかもしれないので。ただこれが全部無くなってしまうと、そういう意識自体育たなくなりますので、そこは期間を持てばいいのではないかなと思いますけど。将来の可能性をかなりあるとこれも認識して頂けると。

何か他に質問がなければ次の次第にいきたいと思いますけど、よろしいですか。

(C 委員)

先ほど国の有形文化財の市内に4件、その内の2件がこちらの①、②ということですが、参考に他の残り二つの国の有形文化財というのはどこでしょうか。

(事務局)

4件というのは、まず1件が先ほどお話をさせて頂きました東葉高校の正門長屋門なんですけど、もう一つは玉川旅館の中に本館、第一別館、第二別館の三つがございます。この三つがそれぞれ指定されておりますので、合計で4件というかたちにはなっておりますが、所有者様に見てみますと2件というかたちになります。

(C 委員)

はい。わかりました。物件として4つでオーナーとしては2件。  
ありがとうございました。

(会長)

廣瀬直船堂も前向きに、これは教育委員会と一緒にやらないとできない制度なんですけど、ご了解の上でやらないとこの部署だけではないので、庁内で意識づくりをしないと。本町通り沿いにあるということが重要で、それと先ほどの大神宮の関係で唯一の手がかりを残すかどうか、これでマンションになったら消えてなくなりますので、まちの個性というのは記憶に残らない。

他には。

(A 委員)

本町通りなんですけど防火地域ということで、ちなみに今既存不適格の状況にあるということですか。

(事務局)

そうですね。既存不適格です。

(A 委員)

そうすると、逆に指定ということにならないと今後残っていかない可能性の方が高いということになるんですか、建て替えの時。

(事務局)

指定したとしても大規模な改修等になってきますと、防火地域ですので防火のものを使うとかですね、そういったかたちが発生してきてしまいます。指定するしないは別に。

(会長)

文化財にすると建築基準法が外れるのではないですか。

(事務局)

外れるということはないです。

(A 委員)

景観法でなかったでしたか。

(事務局)

景観の方の指定ではですね、建築基準法の適用除外みたいな取り扱いは出来ないもの  
すから。

(会長)

重要建造物は一部基準の緩和がとれる。その辺よく検討して頂いて、明らかにして頂い  
て。そうしないと全国でありえなくなってしまうので、そんなことはないですよ。

(事務局)

建築基準法の中で適用の除外というのがございまして、そこで除外をすれば問題はない。  
またこれは建築の方の部局と調整が必要となってくるというところがございます。絶対無  
理というわけではないんですけど、そういうところが建築基準法の方で決まっております  
ので、それはございます。

(A 委員)

わかりました。

先ほどから無理に説得というか、そういう面では景観法の法律の方でも指定にあたって  
は所有者の意見を聞くこととなっていることを考慮すると、あまり無理にということはや  
はり法の立場からいうと好ましくないのかなという感じはします。そういう意味では④の  
廣瀬さんですかね、こちらの方は出来れば表だけでも良いかたちが残っているので、積極  
的にかけていった方が良いのかなという感じはします。

(会長)

ありがとうございます。引き続き検討中ということでお願いしたいと思います。

それでは次の議題の景観重要建造物及び樹木の追加募集について。

(事務局)

事務局より報告

(会長)

ここまででご意見を伺いたいと思います。

(D 委員)

樹木の方なのですが、以前頂いた船橋緑の基金という方から「船橋巨木・名木マップ」というのを頂いたことがあります。その中に市の十選がありますが、そういうものはもう該当しているものとしていいのですか。それとも、そういうものも全部含めて新たに推薦するというのでしょうか。

(事務局)

市の名木十選というのがございまして、この内今現存しているのが9件になっております。1件は、落雷か何かで倒れてしまったという話を伺っております。その中で9件につきましても、チェックシートでチェックをしてみても候補になるのかならないのかを考えてみないといけないのかなと考えております。まだチェックはしていませんが。

(会長)

これも前回言ったような気がするのですが、手続きのフローチャートで公募の仕方で、一般の人からの推薦があつて市に入るとなっているんですが、景観審議会の意見の入る余地というのがチェックシートの後になってしまっていますが、候補に全部入れるべきではないのかという意見を反映した方が良いので、専門家の意見も考慮すべきなので、これをうまく考慮し、市の指定候補の中に入れれば、景観審議会の意見というのを左上か右上にちゃんと書いて頂いて、最終的な審議はここでかけますけど、その途中で教育委員会のチェックを受けた上で、可能性があるところで我々も言うておかないと、出てきたときにこれだけかということになってしまいますので、そこをちょっと直して頂きたいと思います。

(事務局)

ちょっと漏れていて申し訳ありませんが、その辺も含めてもう少し整理し直します。

(会長)

先ほど私の意見の「公共の場所から望見できなければいけない」という規定を変えた方が良いと思いますので。これは景観計画の中に書いてあるのですか。

(事務局)

そうです。

(会長)

ここもちょっと問題だと思うので、少なくともチェックシートの方に直す時には、例えばヨーロッパの景観条約というのがあって、そこに経緯が書いてあって、望見ではなくて知覚できることになっています。人間五感の力を持っているので、視覚だけではないんですね。ですから気配を感じるとか、知識を持って何かを感じるという人間の能力で、その存在を認識できればよいので、視覚だけではない場合には知覚認識できるもの、チェックシートでいうと視認できるところを知覚できるものに変えて、これはヨーロッパ各国で使っている言葉なので、その辺を対応して頂ければ先ほどの大神宮とかもチェックをパスできるので、それと公共の場所からというのも、オープンスペースも良いと思うので、「公共の場所等から」というチェックシートの方では少し、景観計画を変える作業というのはなかなか難しいですから、実務上の方で反映したいと思います。

(事務局)

今会長からのお話で、景観計画自体におっしゃるとおりこういう表現で書かれているのは事実なので、決してこれ自体が悪いということではなくて、おっしゃるようにこれ以外の場合も、もちろんあるんだという内容かと思います。原則としてこういう話があって、という風に理解をした上で、こうではなくてもおっしゃるような状況ならばということが加味されてくれるといいのかな。その辺をどう表現するのかは考えさせて頂いて、どこまでどう踏み込むかは。

(会長)

当初はあまりこういう風になるとは思ってはいないものですから、先ほど出た問題に対して柔軟なかたちでお願いします。

(A 委員)

法の施行規則か何かにはそんな風には書かれているんですよね。だからその辺がどうなのかなというのがあるんですけど。

(事務局)

景観法の施行規則の第6条第2項のところに「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。」という様な記述があって、どういうレベルまで解釈できるのかをもう一度整理し直してみたいと思います。

(会長)

国交省に対してもこういう意見が出ているんですけど、ある程度自治体が柔軟にやってくればよろしいですね。

(E 委員)

チェックシートの判定方法というのですかね、使い方について伺いたと思います。これはマルバツとかをつけて行ってチェックするということですか。例えばどのぐらいマルがつくと候補として認められるのか、中身自体も弾力的な運用をされることになると思いますし、実際についた点数がいろいろあっても、この辺はある程度柔軟にやろうとされているのか、がっちりやろうとされているのか、チェックシートの位置づけみたいなものをもう少し明確にしておいた方が後々良いのではないのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

(事務局)

色々な取り方があると思ひまして、私どももですね数で整理するのか、マルにも実は大きいものと小さいものがあるとか、色々な見方があるのかなという風にそれぞれ意見がありました。それをどう実際に使っていくかというところにつきましては、委員の皆様の色々なお考えを伺った中で、取り扱いも含めて整備できればと思っておりますので、ご意見頂ければ非常にありがたいと思っております。

(E 委員)

そういう意味ではチェックシートというよりは確認項目みたいなことなんですか、位置づけとしては。こういうところを見ますよということで。

(会長)

そうですね。

判定というと裁判でもしている感じなんで、評価という言葉で良いのではないのでしょうか。

(B 委員)

このチェックシート自体は公になるものですか。

(会長)

できますね。

(B 委員)

一般公募のときにこういう風な観点からチェックしますよみたいな、ということで一般

の方にお見せするものなのか、それとも内部的にあがってきたときにチェックするときを使うものなのか。

(会長)

事務局の考えもあると思うけど、普通は明らかにしているものではないかなと。

(事務局)

項目を整理したときには、項目そのものは対外的にこういう観点で見ますというのはお出しして何も問題はないと思います。ただ、我々が整理するときにも、こういうかたちで整理した方が判断しやすいのかなということと、審議会にご報告するときにもこういうものが整理してあった方が色々意見を出して頂きやすいのかなと、そういう部分も含めて活用ができればと思っております。

(会長)

開示するときには該当するものだけマルをつければ。いくつ以上というのも何とも言えないので、一つでもあればいける場合もあると思いますので、審議には一つでもマルがあればかけるということで問題ないのではないかと思いますし、開示するときにも何が評価されたのかわかると思います。そのあたり審査方法に関わりますので。

(D 委員)

そしたら、判定というより評価と書いた方が良いのかもしれないですね。

(会長)

どこを評価して、比較するんですよ。

ただ内容を見ますと、樹木と建築を見ると建築の方がかなり多くなってしまっていて、私としてはこの③はまるまるいらぬのではないかなと思いますけど、景観資源としての特徴が上の項目と重なってござりまして、具体的な中身を見ると、スケール感や周囲との調和というのがあって結構判定が難しく、先ほどのように歴史的な建物の隣にあるマンションは調和していないのではないかと、ではまわりと合わせれば正しいのかとなるとマンションはそうではないですね。ですから景観資源の活用方法としては、景観重要建造物に指定され、それを尊重してまわりの建物を指導する。景観資源の使い方として、資源として認めたら、そのまわりがそれに合わせなさいということになる。単に今隣の建物と一体感があれば良いかということとそこを判定するには非常に難しくなります。スケールもそうですよね。3番はまるまるなくても良いのではないかな。

(事務局)

①～③までは基本的には景観計画の中の指定の方針として位置づけられているもので、これを削除するとなると景観計画そのものを改正しなければならないかなど。

(会長)

もう2年経っているから改正しても。それは実務上問題があるところが出てきて。

(事務局)

あともう一点、今回チェックシート作成したのはこれから決めてくるにあたって、どういう視点で見たというのをわかりやすくしようというのが根本的な主旨です。さっき意見が出ましたとおりマルが何個あったら指定するんだということではなくて、できるだけ具体的な項目でチェックできるようなやつを広げたいと、そうすることによってここはダメだけれども、こういうところがあるではないかという風にしていった方が良いのかなという主旨がありました。ですから、結果をどう評価するのかということについてはお答えしにくいんですが、できるだけいろんな目で見えるようにという主旨があるので、皆様よりこういう視点も入れたらどうなのという話があれば、活かしていけるものなら活かしていきたいという風な主旨です。そういう風にご理解頂ければありがたいです。

(会長)

たくさんある分にはかまわないですよということ。

(事務局)

そういうことになってしまいますが。

(会長)

先ほどの視認できるもので、見えるのか見えないのかというところは変えて頂かないと、共通事項で実務上も問題があるので、そこだけうまくやって頂きたい。

(事務局)

その表現につきましては、検討させていただきます。

(A 委員)

元々景観計画で、ポツが三つ並んでいるんですけど、これは三つを網羅したものということなんですか。それとも一つでもということなんですか。

(事務局)

どれか一つでもということですよ。

(A 委員)

そうするとチェックシートでも、共通項目はともかく、①②③のところは一か所しかつかなくてもということですか。

(事務局)

そうです。同じ考えです。

(A 委員)

そういうことですね。はい、わかりました。

(事務局)

①～③のどれか一つの項目にマルがついて、それが指定候補に値するのであれば対象になると考えてございます。

(E 委員)

チェックシートという名前が良くて、書いてあることは良いと思うんですけど、勘違いして減点するためのシートとして見られてしまうため、評価したポイントというところを明確にする、そういう位置づけのものであるというのがよろしいですね。そういったところが誤解を招かないように書いた方が良いのではないのでしょうか。

(会長)

これは評価シートとかに直せるのですか。

(A 委員)

そうですね。その方が良いかもしれませんね。

(B 委員)

ポチ三つの中をあえて4項目に分けていますよね。見てみますと、「まちの暮らしの記憶を伝えているもの」、「地域の景観特性を特徴づけているもの」、なんか同じような印象を受けるんですね。無理やり四つに分けたとか、無理やり項目を多くしているのかなという印象もあるんですね。確かにポチ三つの中だけだと、どれが文化の特性を表しているのかということになるかもしれませんが、文化の特性を表しているものがどういうものなのか。そこを挙げてもらった方が良いような気がするんですね。1番と2番も結構重複しているような感じがするんですね。どうなんでしょう。

(会長)

具体的な記述欄があった方が良いのかもしれないですね。

その建物の具体的な部分のここが良いとか、書いてくれると全体で評価がしやすくなりますよね。

(事務局)

今のは恐らくこんな項目で整理するとして、隣に例えばAという建物があったとして、それを評価するときにこのAという建物がどのような地域の歴史の関わりがある建物だっているのが、具体的に書いた方が良いのではないかというお話でしょうか。

(会長)

マルを書いた時の中身ですよ。

(事務局)

マルと合わせて中身もきちんと記述できるようにして整理した方がわかりやすいだろうということですね。はい。わかりました。

(会長)

後で審議会にかけた時、わかりやすいですよ。

チェックシートの文言は多少変えたり追加できるのですか。

(事務局)

これについては、色々なご意見等もありますので、こういうのを加えた方が良いのではないかと、ここはこうじゃない方が良いのではないかとということも、御意見頂戴できればありがたいと思っています。

(会長)

樹木のチェックシートの項目で、「周辺と調和しているもの」とか「人の視線を引きつけたり、印象に残るもの」とあるのですが、樹木の場合は周辺と調和しているというより、周辺景観に潤いを与えているものとか、それから「住民に親しまれているもの」というのが建築物にはあるのですが、樹木はなくなっているのを復活するとか、そのあたりの項目を入れてほしいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

もしなければ、報告2というのがパワーポイントに次あるんですけど。

## 【2. 議事 - 2. 景観重要建造物・樹木の追加募集について (報告)】

(事務局)

事務局より報告

(会長)

期間は書いていないけれども。

(事務局)

現在、まだ具体的な募集をいつからやるということではなくて、今日ご報告させて頂いた課題等も多々ございますので、その整理をして、その後に募集に入りたいと思っております。

(会長)

来年度中ぐらいには、一年後ぐらいには実施できるように進め方をしてほしいですね。

募集要項の2ページ目のところで、先ほどの要件が書かれておりますので、要件の最初の「道路その他の公共施設から」と書いてあるところを、できれば「等から」みたいなかたちに。「望見できる」というところを「知覚できる」とか。そういう風に間口を広げて頂ければ。

(事務局)

その辺につきましては国の方とのお話もあるので、その辺も色々と確認させて頂いて、それに合わせて修正していきたいと思っております。

(会長)

お願いします。

(E 委員)

パンフレットの募集要項の一番上の破線で囲まれているところが大事なんじゃないかなと思うんですけど、一般の方が読まれたときに何のためというのがまずはっきりわからないといけないかなと思い、ここ読ませて頂くと、3行目のところに「良好な景観の形成に活かしていく」というのが目的なんですよ。それをどうやってというのが、指定するの

はわかるんですが、なかなか読み取りにくいところで、1行目の規制・誘導を図っていったら良好な景観の形成に活かしていくのかなという風に読み取れるんですけど、これ良いなと思った時に、この目的・趣旨にあっているのかどうかというのを判断して頂くために、もう少し市民の方にわかり易い様な書き方になると良いのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(会長)

そうですね。わかりづらいというか。

(G 委員)

最初から疑問が残っているんですけど、これは何のためにやっているのかというのが一番大事なのかなと思っていて、初回の時に意見させてもらったんですけど、船橋の大切な景観を守るというのが未来の船橋に残していくものをつくるということなので、子供たちに選んでもらうのが一番良いのではないのかなと思うのが一つの意見と、ということからすると、これを守って船橋市は何をしたいのかなと、もっともっと観光客を増やしたいのか、その辺はどういうお考えなのかなと、ちょっとわかりづらい。ポスターも「あなたのまちのシンボルありませんか」と聞いて、これで市民が反応するとは思えなくて、「あなたのまちのシンボル」というよりは「未来に残したいあなたのまちの風景はありますか」みたいな聞き方にしないと多分反応しないんだと思うんですよね。何のためにやっているのかというのをもう一度考え直す場なのかなと思います。いかがでしょうか。

(会長)

今具体的にご提案があったと思うのですが、このパンフレットの一番上のところ、「あなたのまちのシンボルありませんか」ではなくて、「未来の船橋に残していきたいものはありますか」とか、まず目的をちゃんと大きく書く、ということをして頂ければ。あと何の役に立つのかということですね。観光というよりはおそらく暮らしや地域の誇りにかかるもので、本質的なところはわかり易い言葉で表現した方が良いのではないかなと思いますけど。景観重要建造物をわからない方もいるので、伝わらない。

(事務局)

確かにおっしゃられるとおりですね、観光というよりは地域で一つのシンボリックなものをつくって、それを地域で守っていったらいいなとあったところも一つ考えているところではございます。あと先ほどお話がございましたとおり募集につきまして、先ほどご説明させていただきました広報とか、そういうところで募集をかけたいと思っておるのですが、以前募集をかけた時に募集が全然集まらなかったというところがございます。事務局の中で考えているところなんですけど、今委員の方からお話があったとおり、子供たちがどう

いう目で見ているのかというところも一つ良いのかなと。あと他の部分でも子供にPRすることによって、それが家に帰って親に伝わって大人に伝わるというところも、そういう手法があったりも致します。そういう中で、小学校とか、あるいは中学校とかそういうところにご協力して頂いて、こういうポスターを配ってみるとか、そういうことをやってみたら良いのかなと考えております。これも募集をかけようというときになりましたら、どうかたちでやろうかというのをもう一度考えてみたいという風に思っているところではございます。

(会長)

これまで募集しても出てこないというところが一番問題なので、是非子供向け用のパンフレットを別途作って頂いて、違うかたちで募集して、募集期間をなるべく長めに取って、1次募集2次募集期間を分けてパンフレットのイメージを変えて、いろんなかたちで何度も飽きないかたちで募集を繰り返しやるしかないのではないかなと。努力して頂ければ。

(G 委員)

時期は夏休みの前にやる方が良いと思うんですよ。新学期始まって4月以降とか6月ぐらいに告知して、夏休み終わる頃にはかりとるぐらいのスピードでやった方が良いと思っていて、これ3年ぐらい前からやっていると思うんですけど、あの4件しかなくて、あの4件の整理といっても、1号案件の東葉門の教頭の返答待ちが2年もかかっているのがあるやないと思うんですよ。だからすぐできると思うんですよ。どうでしょうか。それぐらいのスピードでやっていかないと市民には伝わらないと思うんですよね。

(事務局)

色々ご迷惑かけて長い期間かけてやっただけかとお叱りはあると思うんですけど、できるだけ私どもこれからスピードを上げられるところは上げていきたいという風に考えておりますので、その辺はご理解頂きたいと思います。

(会長)

他の自治体と比べますと、景観重要建造物をこれだけ積極的にやっているという部分は評価した方が良いと思うんですね。県内初めて指定しているんで。他の自治体は他の指導を強くやったりとかですね、色々評価することも多々あるんですけど、この部分は遅れてるけど良い取り組みの部分ではあるので、是非来年度、動けるようにして頂ければと思います。

他にいかがでしょうか。なければ私の方から、2ページ目のパンフレットの一番下なんですけど、気になったのが、一番下に応募作品の著作権について書かれていまして、応募作品というのは写真とか解説文でくるものを応募作品ということで良いのですかね。著作権

は我々大学では非常に重要視しておりまして、これ市の帰属というのはちょっとあんまりだと思っんですね。著作権はお金を払っても本人のものなので、結構これ真面目に考えるとかあぶないことになっているなという部分があります。そういう応募作品の写真を使って掲載する許可を得れば良いだけのことなので、市が色々な広報とか資料に使わせてください、その時には写真の下に撮影者の名前をマナーとして付けるということの利用に関するお願いを書いておけば良いので、著作権ごと渡してくれというのは、応募者にとって失礼な話が書かれておりますので、書き直した方が良いと思います。

別に問題ないですよ。

(事務局)

はい。その辺は整理します。

(会長)

お願いします。

(会長)

普通専門家は応募しないですよ、これ。権利関係取られるんだから。

宜しいですか。では次の方に進みたいと思います。3番目の報告事項で景観形成ガイドラインについて。

## 【2. 議事 - 3. 景観形成ガイドラインについて (報告)】

(事務局)

事務局より報告

(会長)

公共サインを誘致させたいということで、来年度予算的にはできそうになってきたということでしょうか。

(事務局)

予算についてはまだ確定はしておりませんが、事務局としてそういう方向で進めております。

(会長)

これができると期待できると思うんですけど、少しおしゃれになるのかどうか。

なかなか難しいんですよ。維持管理も含めて。

(事務局)

ガイドライン作ってすぐに今あるものを全部直せるかというそうはいかないものですから、それぞれの施設管理者が施設の状況が変わったりとか誘導する案内サインの状況を見ながら入れ替えをしたり新しいものにしていくと、そういうことで整理していければなという風に考えております。

(D 委員)

本町通りの道路上にお寺の場所を案内した路面の案内図があるんですね。そこを赤レンガをひいて、その途中にお寺とちょっと有名なところを案内しているんですけど、それはこのガイドラインには入らない。

(事務局)

そうですね。あくまでも写真にあるようなものですね。あとは地図にして建物とかにあります、そういう様なものを考えております。道路上にやったというのは、加工とかそういうところも含めたところでやったかと認識しているんですけど、それとはまた違ったところで、今回は公共サインということで公共施設とかそういうところっていうのをまず初めに整備するための指標を作っていきたいという風に考えてございます。

(D 委員)

あれが今あるんですけど、赤レンガがちょっとボコボコだったり、表示が壊れていたり、それを直す維持管理ですよ、それは市が本当はなさなければならないんでしょうけど、そういうのがなされていないのでそういうのをご検討頂いて、あれは道路管理課なのでしょうか、補修して頂ければなというのがあります。やっぱりあれを見て歩いてくる方もいらっしゃるんで、その辺宜しくお願い致します。

(事務局)

所管課に伝えておきます。

(E 委員)

適用範囲のところを見せて頂くと、これ基本的には市とか公共団体さんが公の空間に設置するものが対象だということなんですけど、こういったものを統一というのが一つのキーワードになっていると伺えるんですけど、統一する必要がそもそも論としてあるのかっていうのがよくわからなくて、その中で景観審議会で何を議論するのかっていうのが明確になっていない気がするんですけど、これはこの場でご説明頂いた位置づけというのほど

ういう位置づけなのかなと。公共エリアで市などが設置するんで市で決めれば良いのではないかというところがあるんですけど、この会の位置づけとの関係をお教え頂ければと思います。

(事務局)

おっしゃるとおりですね、今回の公共サインガイドラインを策定するにあたっては景観審議会でご審議頂く項目ではございません。ただ、景観計画の中で色々なガイドラインを策定していくということが謳われていて、位置づけされておりますので、それに沿って私ども、全部一遍にはできませんので優先順位を付けて取り組めるところから取り組んでいくということで公共サインを初めようとしているんですが、そういう部分で景観計画に謳われていることもあって、作業が市として何をやっているんだというようなことをまずはご報告しておこうと、それでせつかくご報告の時間を頂いたのだからご意見があれば委員の皆さんからも意見を伺った中で計画策定に取り組んでいけたらということで今回ご報告させて頂きました。

(E 委員)

ありがとうございました。

(会長)

特に景観審議会の役割は民間の建物の指導だけではなくて、サインもその一部となるので関係性が強いのではないかなと。別の審議会の屋外広告物もあるけれどもサインは屋外広告物ではないので、そうすると隙間の施設なので公共の建物の一部とみなしてこちらの審議会で諮るのは良いのではないかなと。ただ問題は方針として、統一すべきものなのかなと言われたとおりですね、統一しようにも実際にはできないことが予想されるので、今は統一しても、また将来デザイン方針が色々要求が変わってくる可能性もありますので、統一しようとするんだけど限界がある。最低限のわかり易さというのを保証していくところまで、実際に予算がついてサインできるのであれば設計の質を上げた方が実が取れると思うんですよ。

(B 委員)

確かに統一するよし悪しというのがあると思うんですね。適材適所ではないですけど。こういう長いのをやろうとしてもできない場所というのが結構でてくると思うんですね。ですからやはり、委員長さんが言われた様に基本デザイン検討の部分できっちりと検討するというのを念頭においてやっていった方が確かに良いと思います。今あるサインを統一すると駅前ではOKだけれども、こちらの方の小拠点には相応しいかどうか、そういう面もでてくると思います。あとわかり易いという面において、例えばユニバーサルデザイン

ですと、外国語の表記というのを一緒にするとますます大きくなっていく傾向がありますので、そうすると全部統一するのは無茶ではないかなと思います。

(事務局)

今統一という様なお話がございましたけども、ガイドラインそのものを作ってサインを全て統一するというところではなくて、あくまでも見やすいフォントだとかこういう場合にはどういう大きさが良いのかと、基本的なところをある程度、全てを統一ということではなく、あくまでもガイドとなる指標の様なものを定めていこうということであって、必ずデザインそのものから形状全てをそこに合わせなさいというようなところではないということをご説明しておきます。

(会長)

駅前だと割と大きくないとみんなわからないと言われるかもしれないけど、本町通りでそんなに大きなものがあると邪魔になるでしょうから。下に置くタイプのものが良いかもしれないので。ちょっと検討案を出して頂いて、これはあんまりだなということになれば意見をあげた方が良くないではないでしょうか。あと色なんかはある程度の方針を示せるかもしれませんね。素案を出して頂く方が、予算が付く付かないに関わらず。

(事務局)

来年度策定というかたちで進めていきたいと思っておりますので、またその都度、進捗につきましてもこの審議会、また来年度も何度か開こうとは考えておりますので、その中でご報告させて頂ければという風に考えております。

(会長)

そうですね。みなさんも気を付けて頂いて、まだ時間がありますのでね。

(B 委員)

その場合、ユニバーサルデザインというからには視覚障害者の方とかそういった方への対応も考えているということですか。

(事務局)

現在、先ほどご説明させて頂いたとおり庁内の関係部署にもこういう様なものを作っていくというところの照会をかけたいと思っております。その中に障害者関係、あと高齢者関係の課がございますので、そこを通じて障害者団体とか高齢者の方々の集まりとか、そういうところにも意見を聞いて反映していくことができればという風に考えているところでございます。

(会長)

これはデザインを専門的なアドバイスを聞けるようなことではないんですか。身障者に向けるよりもデザインの的にはどうなのか。

(事務局)

今考えている中では、サインの表示する高さとかですね、そういうところはまず初めに大事なのかなという風に考えております。やはり障害者の方は視線が下にってしまう方が多かったりとか車いすの方は低い視線で見ると方もいらっしゃいますし、そういう方々がどのようなサインというのを希望しているというか、国が出しているバリアフリーの基準等もございますので、そういうところにも則った中で、そういうところを考えていきたいという風に、あとは文字のサイズの大きさですね。そういうところも気にかけていきたいと思っはいるんですけども。

(会長)

そういう最低条件のところをクリアするのと、良い事例も合わせて調べて頂いて、そういう条件をクリアしていくとこういうデザインのものが出て、どこへ誘導したいのかという検討も必要だと思うんですけど、事例収集ですねまず。

(事務局)

公共サインの先進市、既に作っているところも全国で何都市か、大きいところと言いますと横浜市とかさいたま市とかございますので、こちらの事例も参考にさせて頂きながら決めていきたいと考えております。

(C 委員)

細かいことですけど、42ページの誘導サインの写真の左側のどれもそうですけど、一番上の「船橋市役所」、何メートル、100メートルとか500メートルかもわからないし、100メートルかもちょっと知りたい人もいると思うので、メートルを入れた方が良いのではないかなと、ちょっと細かいことですけど。あと下の表ございますね、マルが四つあってその一番上のサイン配置システムの検討に関わることだと思うんですけど、こういうのも何か所ぐらい計画するのかということにかかわるかと思うんですけど、何か所かということではなくて配置する場所、必ず配置した方が良いと思われる場所と、そういうのは船橋市の全域の地図を広げて、ここここは絶対に必要とか、そういう検討もおそらくお考えだと思うんですけど、そうしますとやっぱり地図が少なすぎますよね。まあ予算の関係もあるんでしょうけど。全市的な目線でここここが必要とかあるいは決め方は色々あると思うんですけど、大きな交差点には必ず、あるいは中ぐらいの交差点にはで

できれば設置とか、小さい交差点でも必ず置かないとそこに誘導できないという場合もあると思うので、結構場所の選定もわかり易くしていくためには、結構日本国内でもわかり易い連続して誘導していけるようなそういう配置がされているなというところもありますので、どうせ検討されるのであれば配置場所のルールというか。

(会長)

そうですね。地図の見方も施設がどこにあるのかわからないと、どこに誘導したいのかも合わせて検討して頂いて。

(事務局)

今 C 委員がおっしゃったような、市の全域といいますかこの駅ではこうということではなくて、どこにでも対応できるように、駅があります、案内したいところはここにありません。その際に先ほどおっしゃられたようにこの交差点にはこういうサインを、ここにはこういうサインをといるところの基本となることを今決めたいという風に考えております。それを見ることによって市全域で、船橋駅あるいはちょっと離れたところの小室駅、そういうところであってもこのガイドラインを使ってサインを出していくことができるように、大本の指標となるものを作りたいという風に今考えております。

あと先ほどお話ございました何メートルとかですね、それも検討の一つとして、一つ私知っている中では八千代市役所まで東葉高速の八千代中央駅というところから順に点字ブロックで指示しているのですが、そこは細かくあと二百何十何メートルとかすごく細かく出しているんですね。これはおもしろいなと思って私も見たところはあるんですが、そこまではいかないにせよ、距離も含めて検討させて頂きたいと思っております。

(C 委員)

宜しく願います。そういう方向で宜しいのではないかと思います。

(会長)

維持管理は大変になってしまう。今携帯も使えますので。

(C 委員)

そうですね。スマホでも地図は出ちゃうんですけど、ユニバーサルデザイン的に考えればこういう表示も必要になってくる。スマホを使わない人もいますからね。

(会長)

ではそれも引き続き提示して頂くということでお願いします。  
残りは景観法の施行状況、お願いします。

【2. 議事 - 4. 景観法に基づく施行状況について（報告）】

（事務局）

事務局より報告

（会長）

そうすると300件出ていて、我々どういう指導がなされているか全くわかりませんが、船橋市はアドバイザー制度をもっていないので、基本的に事務局が指導されていると思うのですが、まちなかを見ているといろんなビルやマンション、まあよろしくないようなものも建っているようにも思うんですけども、本当はどういう指導をしたのかどうか、全部報告していると時間がなくなるので、何か資料的には持っているのですか、何か届けられた図面と指導した記録はあるのですかね。そういうのがもしあるのであれば少し回覧して頂くとか。一年間の報告の時にこういう風に言いましたよとか、けどこういうことに困っているんですよ、指導上、困っているのであれば建築士会とか指導・アドバイスを受けたいとか、アドバイザー制度につながるような、結果を出せるような景観計画にしたいなと思いますけど。

（事務局）

ありがとうございます。

次の時までにはどういったかたちでご報告するのが良いのか検討させていただきます。

（C 委員）

工作物の中で広告物があるかどうか、これも次回で結構ですけど、分野が違うので。

（事務局）

現状ではないですね。

（C 委員）

わかりました。結構です。

（会長）

広告物は別の。

（C 委員）

違う審議会ですよね。

(事務局)

工作物の届出の対象が高さが15メートル以上というのが対象となってきますので、そこまでのものというのは今ない。広告関係では今はないというのが現状でございます。将来的に出てくればそれは対象となってくるんですが、現状では今ございません。

(B 委員)

ちょっと付け加えさせてください。

千葉県建築士会の県本部としては、景観整備機構の指定を県から受けております。それで各市町村に向けてもそういった事例というか、事案が出てくるようなことがありましたら、建築士会の方にご一報頂ければ景観整備機構の指定を受けておりますので、その中から派遣するなり、なんなりという体制を取っておりますので、ちょっと考えてください。

(会長)

みんなおそらく費用が必要になるんですよ。その支払いができるようにしないと頼めない。

(B 委員)

多分、二日後か三日後に支部ごとに文書を持ってくると言っていましたので、お目にかかるかと思いますが、宜しくお願いします。

(会長)

やっぱりタダでやると出前になってしまうので、続かないので。

(B 委員)

そこら辺の基本的なこともまだ整理付けれないんですけども、話し合いということで良いと思いますので。

(A 委員)

328件というのはいつから。

(B 委員)

できてからですね。

(A 委員)

これはできてからの累積ということですね。

(事務局)

そうですね。

(会長)

何年何か月やったんでしたっけ。

(事務局)

22年の7月からなので、3年半ぐらい。

(会長)

年間100件弱、予想したとおりの数ですね。

(事務局)

そうですね。大体そのぐらいですね。前回の審議会の時がちょうど1年後ぐらいで全体で80件だったんですね。大体年間100件とかそのぐらいなのかなというところではございます。

(C 委員)

大体そうだね。

(B 委員)

なんかこうやりとりしたというような物件というのはなんかあるんですか。これはまづいよではないですけど、ちょっと考えてください、検討してくださいというようなのはないんですか。

(事務局)

あくまで配慮事項というかたちですね、こういう場合はこういうことをお願いしたい、まあ擁壁ですとかそういう時にはちょっと化粧してくださいですとか、その様なかたちでの配慮事項というかたちでやっていますので、民間の事業者さんですとやはりお金がかかってくる所がございまして、確実にそれができるかというわけではないのですが、私どもとしては景観の計画に基づいた中でこういうかたちにしてもらいたいというところでお話はさせて頂いて、主旨をご理解頂いて変えて頂くことが可能か可能ではないかというところではあるんですけども、なかにはやはりそれに沿ったように考えて頂いて、直してきて頂いている方もいらっしゃいますし、やはり予算的に厳しいからそれはできないと言

われるところもございますし、ケースバイケースではあるんですが、なるべくこれに沿ったかたちでできればという風にお話をさせて頂いているというところがございます。

(B 委員)

工事完了した後も届出ますよね。

(事務局)

完了で、はい。

(B 委員)

その時にわかるんですか。

(事務局)

そうですね。その前にこういうなかたちでやりますというかたちでご提出頂きますので、その時にこんなのでしょうか、こういう風にしてもらえませんかという話はさせて頂くんですが、そこである程度は決まってしまうというところはございます。

(B 委員)

わかりました。

(会長)

でも悪質なのは出した後にまた変えるとか、よくあることでして、届出なくて看板の色を変えたりとか、色々いますよね。

(事務局)

実際は確かに終わった時点でわからないっていうところも、やるときはこうやりますよと言っておきながらというところも中にはあるのではないかなと、そこまでちょっと把握はできてないところは現状なんですけど。

(会長)

次回報告されるときには具体的に問題点を出して頂けると。

(事務局)

はい、わかりました。

(会長)

その他、他に何かありますか。

### 【3. その他】

(事務局)

具体的には時期はまだ確定していませんが、次回はですね7月ですとか8月頃に審議会を開催したいと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

### 【4. 閉会】

事務局より閉会の挨拶